

令和 8 年 4 月 7 日（火） 関市農業委員会総会

場所： 関市役所 大会議室

令和 8 年 4 月 7 日（火曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- (5) 議案第 5 号 非農地判断について

○出席委員（15名）

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 安田 美雄 君 | 3 番 丹羽 英治 君 | 4 番 吉田 忠男 君 |
| 5 番 和田 ひとみ 君 | 6 番 鵜飼 秀樹 君 | 7 番 林 百恵 君 |
| 1 1 番 足立 宜穂 君 | 1 2 番 後藤 一夫 君 | 1 3 番 亀山 良平 君 |
| 1 4 番 森 種生 君 | 1 5 番 池田 政吉 君 | 1 6 番 長尾 始 君 |
| 1 7 番 山田 達史 君 | 1 8 番 日置 香 君 | 1 9 番 田下 喜代 君 |

○欠席委員（4名）

| | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 2 番 河村 清孝 君 | 8 番 後藤 信一 君 | 9 番 尾口 文良 君 |
| 1 0 番 松永 佳己 君 | | |

○委員以外の出席者（4名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主査 横山 有紀 君
農業委員会事務局主事 池村 駿 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（挨拶）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。

まず、事務局に人事異動がありましたので報告します。

4年半在任した波多野が転出となり、後任として横山が転入となりました。

新任の横山より、挨拶があります。

○農業委員会事務局主査（横山 有紀 君）

（挨拶）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

農業委員会の兼務となっていた、渡邊も転出となり、後任として吉田が転入となりました。

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

2番 河村委員、8番 後藤 信一委員、9番 尾口委員、10番 松永委員の4名です
ので、ご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、総会は成立していま
す。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

18番 日置委員、19番 田下委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を
求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、9件の申請がありましたので審議を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は 1 ページ、位置図は 1 ページになります。

申請地は、稲口公民センターから東に 300 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 723 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は、東新公民センターから北に 200 m に位置する
農振農用地区域外の登記地目 田、現況地目 畑 456 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜の栽培という内容になっています。

3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、水ノ輪公園から西に 200 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2筆 555 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、無農薬野菜の栽培という内容になっています。

4 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は、小瀬 6 番町交差点から東に 100 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 138 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、季節野菜の露地栽培という内容になっています。

5 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 16 ページになります。

申請地は、側島公民館から北東に 300 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 950 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

6 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、関市上之保事務所から西に 1, 200 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 534 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、関市上之保事務所から北に 300 m に位置する
農振農用地区域内外の登記・現況地目 畑 2 筆 414 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜の栽培という内容になっています。

8 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は、上菅谷集会所から南に 100 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑・田 2 筆 1, 533 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

9 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、平区公民館から北西に500mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3筆 2, 355㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

以上、9件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○5番（和田 ひとみ 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、本日欠席されました、尾口委員から、意見は無い旨を伺っております。

4番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番、7番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16番（長尾 始 君）

特に問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○17番（山田 達史 君）

特に問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第1号8番は、許可することに決しました。

9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第1号9番は、許可することに決しました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、2件の申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、下迫間公民館から北西に400mに位置する

登記・現況地目 田 1,042㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

申請人は、農地を嵩上げし畑地（樹園地）として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の

制限の例外基準を満たすものと考えます。

2番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、小屋名公民センターから北東に900mに位置する

登記・現況地目 畑 3筆 990㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

申請人は、太陽光発電施設として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、2件について ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、本日欠席されました、河村委員から、意見は無い旨を伺っております。

2番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございせんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致賛成多数と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、11件の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、東田原公民館から東に400mに位置する

登記地目 畑、現況地目 原野 330㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、令和5年より原野となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、東新公民センターから南に200mに位置する

登記・現況地目 田 287㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、関市市公民センターから東に200mに位置する

登記・現況地目 畑 665㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、小瀬6番町交差点から南に600mに位置する

登記・現況地目 畑 543㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、刃物製造業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、刃物製造業等を営んでおり、従業員等の駐車場として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5番の案件

議案は5ページ、位置図は16ページになります。

申請地は、鮎之瀬橋から北西に500mに位置する

登記・現況地目 田 591㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、公民センター及び消防団車庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、公民センター及び消防団車庫として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

6番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、小屋名公民センターから北東に800mに位置する

登記・現況地目 田 597㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、再生可能エネルギーによる発電事業等を営んでおり、太陽光発電施設として使用

するというものがございます。

3月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

7番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は、小屋名公民センターから北西に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 150㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、コンクリート二次製品製造販売業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、コンクリート二次製品の製造業等を営んでおり、資材置場として使用するというものがございます。

3月12日に現地を確認したところ、平成26年より遊休農地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

8番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は、下白金公民センターから西に200mに位置する

登記・現況地目 田 367㎡。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%をこえているため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものがございます。

3月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9番の案件

議案は6ページ、位置図は20ページになります。

申請地は、関市上之保事務所から南西に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地・畑 2筆 468㎡。

農地の区分は、上之保事務所から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、昭和35年より宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は、縄文橋から東に100mに位置する

登記地目 田、現況地目 原野 844㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、キャンプ場駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、キャンプ場駐車場として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、平成24年より原野となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

11番の案件

位置図は22ページになります。

申請地は、野口集会場から西に400mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 112.77㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、電気事業資材置場への進入路（一時転用）でございます。

賃貸人は、借入人の要望に応えるというもの。

借入人は、電気事業等を営んでおり、鉄塔建替工事の資材置場への進入路として使用するというものでございます。

3月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

以上、11件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、本日欠席されました、河村委員から、意見は無い旨を伺っております。

2 番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○ 4 番（吉田 忠男 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

3 番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○ 7 番（林 百恵 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

4 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

特にありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

5 番の案件につきまして、後藤一夫委員、ございますか。

○ 1 2 番（後藤 一夫 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

6 番、7 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 1 3 番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○ 議長（丹羽 英治 君）

8 番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16番（長尾 始 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

10番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○17番（山田 達史 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

11番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第 3 号 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 11 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めると言うものです。

議案は、7から9ページになります。

賃貸借権設定が32筆 43, 267㎡、使用貸借権設定が7筆 11, 635㎡、計39筆 54, 902㎡でございます。

地区は、上白金、山田、下白金地区、稲口地区、下有知地区、東本郷地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

続いて、議案第5号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地判断について

非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は10ページになります。

1番の案件

位置図は23ページになります。

東海環状自動車道関広見IC料金所から北東に900m。

登記地目 畑、現況地目 山林原野 1筆 1, 440.00㎡。

2番の案件

位置図は24ページになります。

殿村上野地区浄化センターから東に200m。

登記地目 畑、現況地目 山林原野 2筆 42.00㎡。

3番の案件

位置図は25ページになります。

上之保事務所から北に800m。

登記地目 畑、現況地目 山林原野 2筆 759.00㎡。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、後藤一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に問題はありません。

傾斜が急で、作業をやろうにも危険ですし、農地利用には適しておりません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、長尾委員より意見がない旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第5号につきまして、一括して採決を行います。

議案第5号について、非農地判断することに異議のない方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。

事務連絡になります。

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選にご協力ありがとうございました。

募集結果については、お配りの資料のとおりです。

次回の農業委員会総会は、令和8年5月8日（金）午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（挨拶）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

18番

⑩

19番

⑩